

## 資料8 用語集

### あ行

#### ■ 運営推進会議

地域密着型の施設では、おおむね2カ月に1回以上、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、要望、助言等を聴く機会を設け、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図っています。

#### ■ SOSネットワーク（かけはしネット）

西胆振地域で平成9年度から認知症の人の地域の見守り体制のシステムを設立しています。認知症の人が行方不明になった時に警察に連絡し、市や交通機関、高齢者介護支援事業所等が協力して行方不明になった人を速やかに、発見・保護し、その後の生活を支援しています。

#### ■ オレンジネット（認知症見守りネットワーク）

認知症サポーター養成講座を受講し、地域で認知症の人の見守りに協力するボランティアを「オレンジメイト」として登録し、地域で見守りしてほしいと言う希望者が出た場合に、近隣のオレンジメイトがその高齢者を見守るネットワーク。

### か行

#### ■ 介護給付費準備基金

介護保険の保険給付費に要する費用の財源として、各年度の過不足を調整するために設置した基金。介護保険の財政運営期間は3年間で設定されているため、各年度において剰余金が生じる場合は積立を行い、不足の場合は取り崩して給付費に充てます。

#### ■ 介護保険サービス

要支援・要介護認定を受けた人が利用できるサービスで、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスに大別されます。

居宅サービス		
自宅で利用する	訪問介護（ヘルパー）	ホームヘルパー（訪問介護員）が訪問し、食事・排せつなどの身体介護や、掃除・洗濯などの生活援助を行います。要介護1以上の人は通院などを目的とした乗降介助も利用できます。
	訪問入浴介護	入浴が困難な寝たきりの人などの家庭に、浴槽を積んだ入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。
	訪問看護	看護師などが訪問し、病状を観察したり、療養上の世話をを行います。
	訪問リハビリテーション	理学療法士などのリハビリ専門職が訪問し、リハビリテーションを行います。
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の管理や指導を行います。
施設に通い泊り利用する	通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどに通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けます。
	通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設などに通い、日帰りでリハビリテーションを受けます。
	短期入所〔生活・療養〕介護（ショートステイ）	一時的に家庭での介護が困難となった時に、介護保険施設などに短期間入所して、介護や療養を受けます。
	特定施設入居者生活介護	ケアハウスや有料老人ホームなどの特定施設に入居している人が、食事や入浴などの介護や機能訓練を受けます。

生活環境を整える	福祉用具貸与（レンタル）	心身の状態に応じて、日常生活の自立を支援する用具（ベッド、車いす等）の貸与（レンタル）を行います。 （介護度・心身の状態により、対象外種目があります。）
	福祉用具購入費	腰掛便座や入浴補助用具などの貸与になじまない福祉用具の購入費の一部を支給します。（上限額：1年間10万円）
	住宅改修費	住居に手すりを取り付けたり、段差を解消するなど小規模の改修について、費用の一部を支給します。（上限額：20万円）
地域密着型サービス		
認定があれば利用できる	認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に、少人数で専門的なケアを提供する通所介護です。
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の人を対象に、家庭的な環境の下で少人数で共同生活を送りながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けます。 （要支援2以上の人が利用できます。）
	小規模多機能型居宅介護	「通所」を中心として、利用者の状況や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などを受けます。
要介護の認定者のみ利用できる	地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模なケアハウス・有料老人ホーム（定員29人以下）などに入居している人が、介護や機能訓練、療養上の世話などを受けます。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホーム（定員29人以下）などに入居している人が、介護や機能訓練、療養上の世話などを受けます。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを受けます。
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ、1つの事業所からサービスを受けることができます。
	夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報によりホームヘルパーが訪問して、日常生活上の世話を行います。
施設サービス		
	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	常に介護が必要で、自宅での介護が難しい人が入所して、日常生活の介助などを受けます。
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリテーションが必要な人が入所して、介護や機能訓練などを受けます。
	介護療養型医療施設	病状が安定し、長期間の療養が必要な人が入院して、医療や看護または介護などを受けます。

## さ行

### ■ サービス付き高齢者向け住宅

平成23年4月に「高齢者住まい法」が改正され、高齢者専用賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅の各制度に代わる登録制度として創設されました。安否確認や生活相談といった高齢者支援サービスの提供が行われます。

### ■ 住所地特例

介護保険施設や有料老人ホーム、ケアハウス等に入所することにより、施設の所在地に市町村の区域を越えて住所を移転した被保険者は、引き続き従前市町村（住所移転前に保険者であった市町村）の被保険者とする。平成27年度からは、サービス付き高齢者向け住宅も対象となります。

## ■ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。

生活支援サービスの充実や高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域資源のマッチングなどを行う人。（国が決めた研修を受ける必要あり）

## ■ 生活支援サービス

地域サロンの開催、見守りや安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除などの家事支援、介護者支援等の高齢者のニーズに合った多様なサービスや、住民主体・NPO・民間企業等多様な主体によるサービスの提供など、地域の高齢者が日常生活を送る上での様々な困りごとに対応できるサービス。

## ■ 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人の権利を守る制度です。

「法定後見制度」は、家庭裁判所で選任した成年後見人などが、その人にかわって財産管理や身上監護などを行うものであり、本人・親族等の申し立てにより審判が開始されます。

また、判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上監護等を自分の信頼する人とあらかじめ公正証書による契約をしておくことができる「任意後見制度」もあります。

## ■ 総合福祉センター

高齢者、心身障がい者、母子・父子家庭を対象とした、生活・健康相談や教養の向上のための各種講座の開催やレクリエーションを行っている、福祉の増進を目的として設置している施設です。

## た 行

### ■ 第1号被保険者

市町村又は特別区の区域内に住所を有する65歳以上の住民。

### ■ 第2号被保険者

市町村又は特別区の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

### ■ 地域ケア会議

高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしく暮らせるよう、保健、医療、介護サービスや地域における多様な社会資源の総合調整を行い、困難事例や地域の課題について検討し、統一的な支援体制を総合的に調整、推進することを目的とした会議。

### ■ 地域支援事業

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り、地域で自立した生活ができるよう支援する事業。介護予防事業（または介護予防・日常生活支援総合事業）・包括的支援事業・任意事業の3つの事業で構成されます。

### ■ 地域包括ケアシステム

地域ケア会議を通して、地域の課題を発見・把握し、それらの課題等について対応するための資源等を検討し、地域住民に対して、保健や医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みです。

### ■ 地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関であり、各区市町村に設置されています。平成18年の介護保険法改正で制定されました。室蘭市には4カ所設置され、担当区域により高齢者の様々な相談に対応しています。

## ■ 地域密着型サービス

住み慣れた地域で生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。

## な行

### ■ 日常生活圏域

住みなれた地域で生活を続けられるよう支援する環境整備を行う1つの単位で、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し設定します。

### ■ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

自己決定能力が低下した人のサービス利用を支援するために、成年後見制度の補完として設けられた制度で、社会福祉協議会等に属する専門員が利用者の「自立支援計画」を策定し、生活支援員が利用者との契約に基づいて福祉サービスの利用に際しての情報提供や助言を行い、申込手続き・利用料支払いの代行、苦情処理の援助などを行います。

### ■ 認知症ケアパス

地域の実情に応じて、認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援が受けられるかが記されている冊子。

### ■ 認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人。

### ■ ノルディックウォーキング

スキーのストックのような専用ポールを両手に持ち、上半身の筋肉も使いながら歩く方法で、腰痛や肩こり予防、膝腰への負担軽減、姿勢保持、転倒予防などの効果があり、高齢者に適した運動です。

## は行

### ■ はぴらん体操

平成17年に創作した室蘭の名所や名物をイメージしたご当地体操です。全部で十種類の動きがあります。

### ■ 避難行動要支援者プラン

災害時に自ら避難することが困難であり、避難に特に支援を必要とする人の安全を確保するため、基礎となる名簿の作成、関係機関の役割や市及び地域等における支援体制など、基本となる考え方を定めたもの。

### ■ 複合公共施設

中島町の向陽中学校跡地に平成30年度に完成予定の施設で、耐震性に課題があったり、老朽化が著しい総合福祉センター、青少年研修センター、中島会館など既存の公共施設を集約するとともに、図書や子ども遊び場など新たな機能も導入することで、多世代が集える交流拠点を目指しています。

## ま行

### ■ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、「民生委員法」、「児童福祉法」によって委嘱された地域住民を支援するボランティアです。地域の相談相手として、暮らしの支援、高齢者・障がい者の支援を行います。行政機関と協働し、問題が起こったときは速やかに連絡を取り合うなど、地域と行政機関のパイプ役として活動しています。

## や行

### ■ 悠悠ライフ

高齢者を対象に、様々な学習を通して社会的課題や現代的知識を学ぶとともに、豊かな人生経験で得た知識や知恵を地域・家庭で発揮し、より良い高齢社会を創り出す先駆者の一端を担うことを目的として、参加者の自主運営で開講しています。

### ■ 要支援・要介護

要支援とは、身辺は概ね自立しているが、生活に関する支援を部分的に必要とする状態であり、要介護とは、生活支援のほかに、入浴・排泄・食事等において、部分的または全体的に介護を必要とする状態を言います。

## ら行

### ■ リハビリテーション専門職

理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）のこと。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施に向け、高齢者の自立支援や介護予防事業の推進のために、連携や協力が期待されています。